

議会運営委員会 会議録

日 時 令和4年3月24日(木) 午前11時49分～午後0時00分

場 所 白杵庁舎2階 第4委員会室

出席委員の氏名

委員長 大塚 州章 副委員長 大嶋 薫
委 員 匹田久美子 委 員 内藤 康弘 委 員 梅田 徳男
委 員 広田 精治 委 員 武生 博明

オブザーバー

議 長 匹田 郁 副議長 吉岡 勲

欠席委員の氏名

(な し)

説明のため出席した者の職氏名

(な し)

出席した事務局職員の職氏名

局長 平山 博造 次長 後藤 秀隆 書記 高橋 悠樹 主査 大井智香子

傍聴者

(な し)

協議事項

1. 討論における発言について

午前11時49分 開議

○委員長(大塚州章)

それでは、ただ今より議会運営委員会を開催したいと思います。若林議員の討論の中で一部、私的な弁明をするところがありました。これが討論の範囲として認められるかどうかについて、ご意見を伺いたいと思います。

○委員(内藤康弘)

ずっと一連で話を聞いていますと、自分の今までの発言を正当化するようなご意見のようで、議事に直結するののかというのはちょっと疑問です。

○委員(梅田徳男)

討論というのはその案件に対して、自分の考えをまとめて述べた上で、自分はこう思う、こう考えるってことを話す場、そういう事だろうと思うんですが、さっき内藤委員も言われたように、今の発言ってのは全く自分の行動、考えを正当化するにしか止まらない、そういう内容だと思えます。討論の範囲じゃないと思えます。

○委員(武生博明)

若林議員の気持ちもよく分かるんですけども、これについてはやっぱりちょっと行き過ぎたというか。固有名詞まではいかないけど、そういう発言をするべきじゃないというふうに思っておりますので、その辺は取り消しをしていただいて、進めていって頂きたいと思えます。

○委員(匹田久美子)

これまでの経緯の中で、自分自身の弁明をする場として発言を行っているという印象です。

○委員(広田精治)

今、言っている発言とは、年齢と性別のことですか。

○委員長(大塚州章)

いや、今の発言が討論として全部です。特に、自分の詳細な広報誌に関しての正当性を。これは逆に自分の広報誌を、こう書いてあると広報する形になってくる可能性があります。

自分が発行している広報紙に関して、自分はこう書いてあるんだけど、それは違う。否定されているというふうなことを言っている。そういう論点が、この討論の場で必要であるかどうかということ。

○委員(広田精治)

皆さんに同感です。

○委員(大嶋 薫)

全員協議会などその場にはないことが多い。そこでは何も言っていないわけであって、内容どこが、どういった討論なのかが、はっきり言って私には分からない。

○委員長(大塚州章)

限定されたもの、議運で決定されたもの、秘密会議のような事もおっしゃっていました。これに関してオープンではないというふうなことも言っていましたので、どこがオープンでないのか、全く意味がわかりません。議事録もちゃんと出していますし、その辺のところが、ちょっと個人の考えではありますけれど、間違った考えが入っている、間違った発言をしているところがある。そこは訂正をしていただきたいと思えますし、また、人の行動を制限するルールというのが見えないところで決まったというようなこと。これ見えないところではないと思えます。オープンにしているんで、その辺のところも間違っていると思えます。

以上のことから、今回討論の発言内容については、逸脱しているところがありますんで、場合によ

っては、討論を修正していただいて、そして、もっと簡素化に。それで万が一、修正しない。いや言わせてくれというのであれば、討論の中止をしなければならないんじゃないかと考えますが。それについて、ちょっと議長のご意見を伺いたと思います。

○議長(匹田 郁)

私が休憩をとったのは、彼の発言が適切な討論としての内容かどうかということが、第一であります。第二に、これをどのように、きちんと修正なり手続きを踏んで、次に彼が討論の場でもう一度意見を言うために手続きを含めて、議会運営委員会に諮りたいがために開催をお願いいたしましたので、皆さんにしっかり結論を出していただければありがたいと思います。

○委員長(大塚州章)

事務局のほうから何か特にありますか。

◎局長(平山博造)

先ほどの討論の途中で、発言を中止するという根拠法を今確認中です。

○議長(匹田 郁)

今議長として思っているのは、若林議員にこちらに来ていただいて、できれば委員長からしっかり皆さんの意見を伝えていただいて、討論の再開に向け、手続きをとっていただきたいというのが私の要望であります。

○委員長(大塚州章)

今議長からそういうふうな要望がありました、どうしましょう。皆さんここに若林議員を呼んで、討論の範囲を逸脱していると、委員会の総意で意見を聞きますか。

○委員(匹田久美子)

さっき委員長がおっしゃった、これまで秘密裏で決められたとか、誤解を与える文言は自ら修正していただくという事が望ましいと思います。

○局長(平山博造)

先ほどの発言の中止の件ですが、会議規則の第55条、発言内容の制限という項目があります。

・第1項 発言はすべて簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

・第2項 議長は発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は発言を禁止することができる。

ですので、会議規則第55条の第2項により発言を禁止することができますとありますので、途中で発言を禁止することは可能であると思います。それと追加で、

・第3項 議員は質疑にあたっては、自己の意見を述べるができない。

とあります、以上です。

○議長(匹田 郁)

では、この後はどうなりますか。

○委員長(大塚州章)

午後1時からまた議運を行い、午後1時半から本会議を再開してよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

○委員長(大塚州章)

これで、議会運営委員会を終了します。お疲れさまでした。

午後0時00分 閉会

臼杵市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに記録を作成する。

令和4年3月24日

臼杵市議会

議会運営委員会委員長 大塚州章